

全国一般神奈川

発行者

全国一般労働組合全国協議会神奈川

横浜市中区翁町1-5-14

新見翁ビル4F

TEL. FAX.

045-319-4391

SFT事件が東京高裁で勝利和解！

SFT事件は、昨年6月20日の横浜地裁判決で、最も中心的な問題であった5万6千円の賃下げ・不利益変更では、勝利したものの、確認額に最近新設された職務手当が入っていないこと、育児休業給付金に反映されていないこと、一時金に反映されて

れていないことなど不十分な点もありました。そのため、原告O氏は、より完全な勝利を求め東京高裁へ控訴しました。そして去る2月29日、限りなく完勝に近い勝利和解が成立しました。原告O氏の粘り勝ちです。O氏に拍手を！

*O氏からのアピール
長かったこの件も終わりました。ほぼ勝利できたことに、今、ほっとしているところです。
横浜地裁の判決後、控訴するか悩みましたが、皆さんの応援・協力もあり、続けることができました。横浜地裁で

傍聴席が全て味方で埋まったのはとても心強かったです。ありがとうございました。ヘンな会社ですので、この先もいろいろありそうですが、頑張っていきたいと思っています。

しらゆり歯科

懲戒解雇撤回へ準備着々・ご支援を！

しらゆり歯科院長の突然の懲戒解雇から3カ月が過ぎました。組合は、組合員と共にしらゆり歯科と3回の団交を進めてきました。団交で、①懲戒処分理由・事実についての説明と、②懲戒解雇撤回と職場復帰を申し入れました。しかし、しらゆり歯科は、組合員の懲戒処分理由に、他の職員へ高圧的態度で接触した、挨拶を返さない、職場の風紀を乱したなどとしていたが、その事実はある

まいで組合からの質問に答えられないなど、調査が難しく多くの時間を割いたとしていたが引き延ばしと疑わざるを得ない対応でした。また、解雇撤回と職場復帰は、懲戒解雇の理由は十分だと主張するのみでした。
組合と組合員は、3回の団体交渉を終え団交で懲戒解雇の撤回を実現するのは難しいと判断し、また、組合員の生活や仕事状況なども考慮した結果裁判提訴を決断

し、訴状の準備等着々と進めています。今後ともご支援よろしくお願いいたします。
《組合員から》
突然の懲戒解雇から3カ月。怒りは膨らみ続け不安な気持ちでいっぱいです。現在紹介していただいた歯科医院に再就職しました。歯科衛生士としてこれまでの経験、更なる知識と技術の向上を目指していく一方で、しらゆり歯科不当懲戒解雇撤回を闘っていきます。御支援よろ

しくお願いいたします。
荒川 美奈子
初めてづくしの事ばかりです。一、懲戒解雇。二、弁護士との対面。三、裁判。四、身に覚えがなくても、事実はいくらでも作り出すことができる。と知った絶望感。3人が出会ったのが他の職場だったらどんなに良かったか。裁判、ようやく始まります。ご支援よろしく願いいたします。
丹羽 麻弓

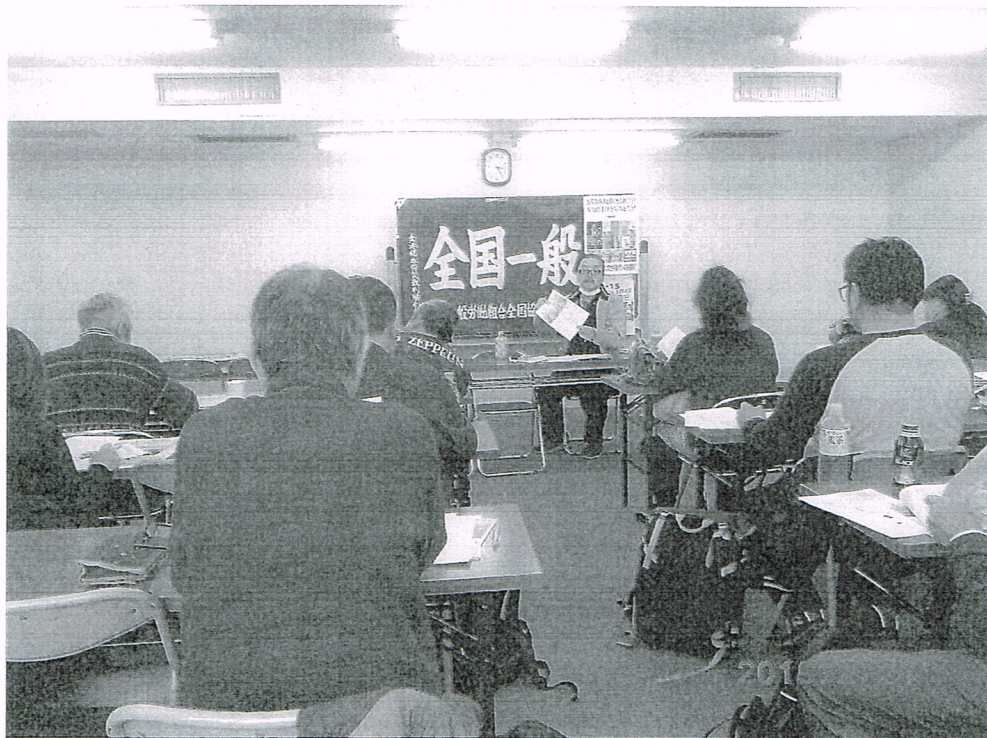
スケジュール

- 3月13日 19時 事務所
神奈川合同支部会議
- 3月14日 10時30分 本部事務所
神奈川合同支部会議
- 3月14日 19時 事務所
県共闘幹事会
- 3月15日
19時 春闘神奈川1日行動
夜 春闘決起集会・デモ 労働プラザ
- 3月16日 13時30分 福島県教育会館
脱原発福島県民集会
(6時 県民センター前集合)
- 3月16日 17時 厚木アミューズ
イベント会議
- 3月17日 10時 事務所
機関紙発送作業
- 3月17日 14時 寿センター
寿労働相談
- 3月18日 18時 日本羅針盤
オーケストラ団体交渉
- 3月18日 18時30分 上大岡
神奈川匠済会団体交渉
- 3月19日 17時30分 横浜YMCA
横浜YMCA団体交渉
- 3月19日 19時 事務所
第6回担当者会議
- 3月20日 19時 岡部事務所
しらゆり歯科対決
- 3月20日 19時 事務所
神奈川労働相談センター会議
- 3月21日 12時 代々木公園陸橋
脱原発東京集会
- 3月21日 16時 藤沢
東横イン会議
- 3月24日 14時 事務所
第6回支部代表者会議
- 3月27日 19時 川崎
テクノウェーブ団体交渉

全国一般神奈川の春闘スタート!

19春闘学習会 全ての職場で春闘を取り組もう!

「8時間働けば生活できる賃金を、労働者が生活していく上で最低限の要求です。19春闘に向けて、2月24日、21人が参加し、駐労会館で春闘学習会を開催しました。」



冒頭、沢口委員長から、春闘とは、自分たちの労働条件の向上や職場環境の改善を求めて、各職場で現状の課題を集約して会社に要求書を出し、交渉によってそれを実現していく取り組みであるとの説明があり、続いてテクノウエーブ、エイボンから、春闘要求書をもとに、それぞれの職場の具体的な取り組み報告が行われました。

要求書を出しても、もちろんその要求がすべて通るわけではありません。しかし、要求書を毎年出して会社と交渉し、合意内容を協定書に残すことで労働者の交渉が習慣化し、その姿勢が職場の仲間に共感を広げること、組合の組織化につながることもできます。職場の実態に則した要求をまずは提出することで、すべての職場で春闘の第一歩を踏み出すことを確認しました。

企業は膨大な利益を上げていても、全て内部留保に回しています。その利益を労働者に分配させましょう。地域の労働者の団結で春闘要求の実現を勝ち取ろう!

全ての支部・職場で要求書を提出し、19春闘を闘おう!

19春闘取り組み状況

「誰でもどこでも8時間労働で生活できる社会の実現」に向けて、職場、地域、全国の仲間と連帯して19春闘を取り組もう!

■職場、地域、全国の仲間と連帯して19春闘を取り組もう!

■二つでも労働条件の改善を勝ち取ろう!

■誰でも、どこでも8時間労働で生活できる社会の実現に向けて19春闘を共に闘おう!

全国一般神奈川には、新しい組合員、職場が多く、定期的な使用者との団体交渉ができていない職場も数多く存在しています。まずは職場で春闘を取り組むことが何より大事。そして、職場だけでなく、地域で春闘を取り組んでいる仲間と共に職場課題、地域課題に取り組むことが必要です。職場のルールだけではなく、パブリックなルールに基づいて使用者との交渉を進めましょう。

19春闘取り組み状況 (3/12現在)

要求書提出済み

コバヤシエンター (2月16日)	神奈川匡済会 (2月15日)
テクノウエーブ (2月5日)	エイボン (2月19日)
郵便南関東 (2月12日)	郵便小田原東局 (2月13日)
郵便都筑局 (2月18日)	神奈川病院機構 (2月14日)
神奈川 PFT (12月12日)	横浜 YMCA (12月12日)
写真学園 (1月16日)	富士ソフト企画 (12月7日)
丈夫屋 (2月14日)	東横イン (2月22日)
多摩川病院 (3月1日)	生活クラブ (3月8日)

生活クラブ生協支部 第31回定期大会開催

2月2日に第31回定期大会を新横浜・オルタナで開催しました。組合員25人中133人の出席とその他委任状により大会は成立し、現状の課題認識を共有するとともに今後の運動方針を決定しました。

昨年の県労委での和解協定後、わずか2カ月で生協は協定違反となり、同じ組合員への組織拡大業務への人事異動案を再提示するなど、私たち組合に対する不当労働行為の姿勢を変えていません。生協の事業拡大のために、なんとしても労働組合の弱体化を図りたいという執念の現れでしょうか。

資本主義社会においては、全ての事業者が事業存続のために利潤を上げ、それを投資し続けることで他事業との競争に勝つ続けなければならないというのが分かりますが、生協の存在意義からすると、今の生活クラブのいき方は、目的と手段を取り違えたものと言わざるを得ません。理事会と労働組合が対等な関係で、生協における労働のあり方について団体交渉を行い、働く者の安全と健康な職場環境、持続可能な職場をつくるために、まだまだ頑張る必要があります。

(小畑)